

# 松江市道路附属物長寿命化修繕計画

松江市都市整備部

平成 30 年 3 月

(平成 31 年 3 月第 1 回改訂)

(令和 4 年 3 月第 2 回改訂)

(令和 5 年 3 月第 3 回改訂)

(令和 6 年 3 月第 4 回改訂)

## 1. はじめに

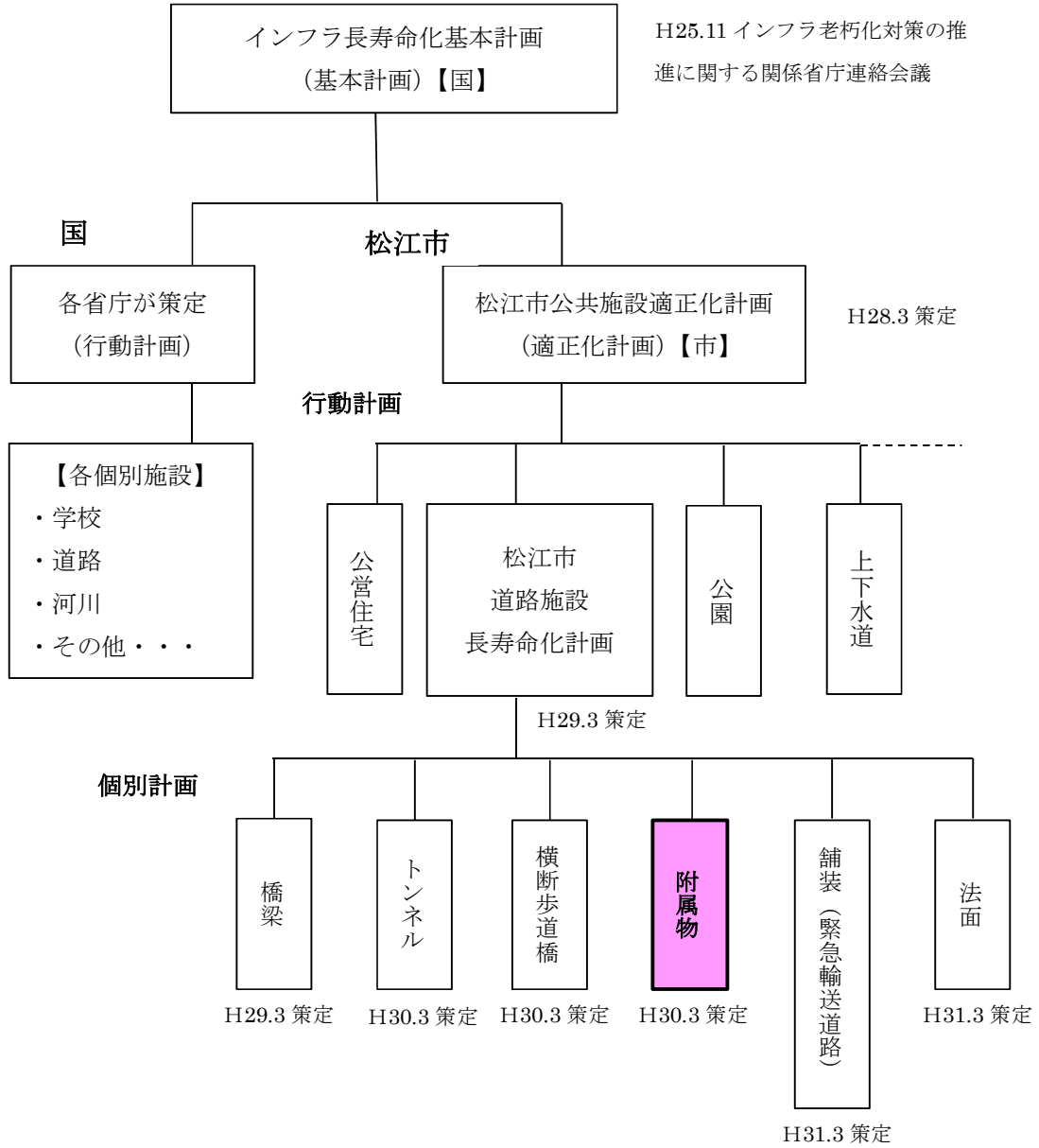
### (1) 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定されました。

本市においては、「松江市公共施設白書」(平成25年6月)の策定により、市が保有する全ての公共施設を維持、改修、更新していくことが困難な状況にあることを認識したことから、本市が保有する多種・多様な公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換するため「松江市公共施設適正化基本方針」(平成26年9月)を策定し、この方針に沿って、中長期的な視点から公共施設のあり方を個別具体的に示す「松江市公共施設適正化計画(松江市公共施設等総合管理計画)」(以下「適正化計画」という。)を策定しました。この適正化計画では、松江市が管理するインフラを含む公共施設等の特性や維持管理・更新等の取り組みの方向性が示されています。またインフラ施設のうち、特に道路施設について「松江市道路施設長寿命化計画」(以下「長寿命化計画」という)を策定したところです。

本計画は、この長寿命化計画に基づき、道路附属物における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付けます。(図1参照)

図1 松江市道路施設長寿命化基本計画体系図



## (2) 対象施設

本計画の対象とする施設は、松江市が管理する道路法第2条第2項に規定する道路の附属物（以下、「附属物」という。）のうち、門型の道路標識、情報板以外を対象とします。

## (3) 計画期間

10年に1度の詳細点検サイクルを踏まえ、本計画の期間は平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

ただし、附属物の状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

## 2. 施設の現状と課題

### (1) 管理施設の現状

松江市では、令和6年3月31日現在、表1のとおり附属物を管理しています。

表1 主な施設数 (R6.3.31現在)

| 区分  | 施設種別 |      |       |
|-----|------|------|-------|
|     | 標識   | 照明施設 | 道路反射鏡 |
|     | [基]  | [基]  | [基]   |
| 橋北  | 354  | 971  | 1490  |
| 橋南  | 328  | 1005 | 1438  |
| 小計  | 682  | 1976 | 2928  |
| 鹿島  | 60   | 33   | 323   |
| 島根  | 24   | 52   | 130   |
| 美保関 | 34   | 25   | 194   |
| 八束  | 81   | 154  | 170   |
| 八雲  | 106  | 114  | 287   |
| 玉湯  | 95   | 115  | 330   |
| 宍道  | 130  | 139  | 331   |
| 東出雲 | 337  | 143  | 368   |
| 小計  | 867  | 775  | 2133  |
| 合計  | 1549 | 2751 | 5061  |

### (2) 附属物の現状

松江市の管理する附属物のほとんどは、台帳や図面等の資料が不完全であり、設置以来1度も点検を実施していない施設もあります。

要対策施設が住民からの通報等で判明するものも多く、緊急度の高いものから優先的に修繕・更新を行っていますが、追い付いていない状況です。

### (3) 附属物の点検実績

標識及び照明施設の点検実績は、表 2 および表 3 のとおりです。

道路反射鏡は、平成 26 年度までに設置された全施設の点検を実施していません。

表 2 標識の点検実績 (R6. 3. 31 現在)

| 実施年度       | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5   |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 点検数<br>(基) | 0   | 407 | 0   | 0   | 0   | 141 | 373 | 98   |
| 累計(基)      | 0   | 407 | 407 | 407 | 407 | 548 | 921 | 1019 |
| 完了率<br>(%) | 0   | 25  | 25  | 25  | 25  | 34  | 57  | 66   |

※1. 点検方法は、詳細点検。

表 3 照明施設の点検実績 (R6. 3. 31 現在)

| 実施年度       | R4   | R5 |
|------------|------|----|
| 点検数<br>(基) | 212  | 76 |
| 累計(基)      | 2768 | 76 |
| 完了率<br>(%) | 100  | 3  |

※1. 点検方法は、詳細点検。

※2. R4 年度で 1 巡目の詳細点検が終了。

※3. R5 年度から 2 巡目点検 (R5~R14)

## 3. 附属物の維持管理の基本的な考え方

附属物の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→(次回点検)のメンテナンスサイクルを構築します。

### (1) 附属物管理の基本方針

附属物の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指します。

(2) 管理施設の種類

附属物に生じる事象の区分に応じて分類します。(表4、図2参照)

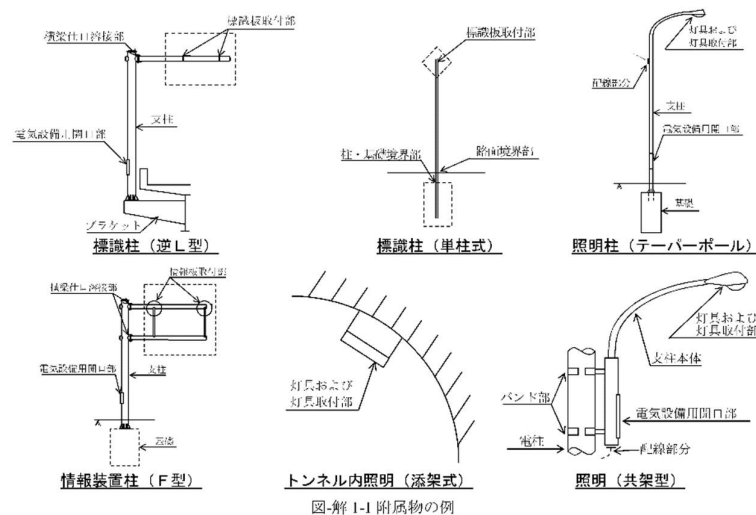
表4 附属物の種類毎の分類区分表

| 代表的な附属物の種類 |                                 | 区分                       | 事象               |
|------------|---------------------------------|--------------------------|------------------|
| 標識         | F型、逆L型、T型及び高所に設置された共架型、単柱式又は複柱式 | 主に片持ち式の附属物(以下、「片持ち式」という) | 落下、転倒事象の恐れがある附属物 |
|            | 単柱式、複柱式(片持ち式に分類したものは除く)、共架型     | 主に路側式の附属物(以下、「路側式」という)   | 転倒事象の恐れがある附属物    |
| 照明施設       | 逆L型、Y型、直線型、共架型                  | 主に片持ち式の附属物(以下、「片持ち式」という) | 落下、転倒事象の恐れがある附属物 |
|            | フットライト                          | 主に路側式の附属物(以下、「路側式」という)   | 転倒事象の恐れがある附属物    |
| 道路反射鏡      | 単柱式、共架型                         | 主に路側式の附属物(以下、「路側式」という)   | 転倒事象の恐れがある附属物    |

図2 附属物の主な種類毎の図解



出典：小規模附属物点検要領（国土交通省道路局 H29.3）



出典：附属物（標識、照明施設等）点検要領（国土交通省道路局 H31.3）

### (3) 点検方法・点検頻度

- 1) 単独で設置された附属物の点検の方法及び頻度は、表 5 のとおりとします。

表 5 点検の方法及び頻度

| 区分   | 点検方法 | 点検頻度                           |
|------|------|--------------------------------|
| 片持ち式 | 詳細点検 | 10年に1度                         |
|      | 中間点検 | 5年に1度<br>(詳細点検の補完のために中間的時期に実施) |
|      |      | 巡視の機会を通じた状況把握                  |
| 路側式  |      | 巡視の機会を通じた状況把握                  |

- 2) 橋梁・トンネル・横断歩道橋等に添架された附属物

本体点検と同時に点検を行います。(5年に1度、詳細点検)

### (4) 診断

- 1) 対策の要否の判定

点検の結果、構造物の損傷状況を把握したうえで、点検部位毎、損傷内容毎の対策の要否について判定を行います。

## 4. 対策の優先順位

### (1) 補修計画の方針

損傷状況、第三者等への被害の深刻度、路線の重要性等を考慮し、修繕や交換の優先順位を決定します。

(2) 優先順位

点検の結果、重要な路線に設置されており早急に本体を撤去する必要があると判定された附属物を最優先に修繕等を行い、続いて部材を交換する必要がある等と判定された附属物の修繕等を実施します。

点検・詳細調査・修繕等によって適宜優先順位の見直しを行います。

5. 附属物の状態、対策内容、実施時期

令和5年度までの点検・修繕等の結果、措置が必要な個所は表6～表8のとおりです。

表6 標識の点検・修繕等結果 (R6.3.31現在)

| 管理数量                | 点検結果 |              |          |     | 修繕等結果                |                       |
|---------------------|------|--------------|----------|-----|----------------------|-----------------------|
|                     | 対策不要 |              | 対策<br>必要 | 計   | 修繕<br>※ <sub>2</sub> | 撤去等<br>※ <sub>2</sub> |
|                     | 損傷なし | 損傷が<br>認められる |          |     |                      |                       |
| 1,549※ <sub>1</sub> | 509  | 455          | 11       | 975 | 19                   | 44                    |

※<sub>1</sub>…未判定のものを含む

※<sub>2</sub>…修繕、撤去等数には、未点検のものを含む

修繕後の判定区分を点検結果に反映

表7 照明施設の点検・修繕等結果 (R6.3.31現在)

| 管理数量  | 点検結果  |              |                   |       | 修繕等結果             |     |
|-------|-------|--------------|-------------------|-------|-------------------|-----|
|       | 対策不要  |              | 対策<br>必要          | 計     | 修繕                | 撤去等 |
|       | 損傷なし  | 損傷が<br>認められる |                   |       |                   |     |
| 2,751 | 1,578 | 879          | 294※ <sub>2</sub> | 2,751 | 145※ <sub>1</sub> | 43  |

※<sub>1</sub>…修繕後の判定区分を点検結果に反映

※<sub>2</sub>…対策必要箇所には判定不明分を含む

表8 道路反射鏡の点検・修繕等結果 (R6.3.31現在)

| 管理数量  | 点検結果  |              |                   |       | 修繕等結果             |          |
|-------|-------|--------------|-------------------|-------|-------------------|----------|
|       | 対策不要  |              | 対策<br>必要          | 計     | 修繕                | 撤去等<br>※ |
|       | 損傷なし  | 損傷が<br>認められる |                   |       |                   |          |
| 5,061 | 2,468 | 2,395        | 198※ <sub>2</sub> | 5,061 | 342※ <sub>1</sub> | 11       |

※<sub>1</sub>…修繕、撤去等数には、未点検のものを含む

修繕後の判定区分を点検結果に反映

※<sub>2</sub>…対策必要箇所には判定不明分を含む



## 6. 記録

点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管します。

## 7. 対策費用

個々の附属物の健全度を考慮した効率的な措置を行います。

前述の「5. 附属物の状態、対策内容、実施時期」に基づいた措置を行い、予算の平準化に配慮して各年度の対策費用を決定します。

## 8. 計画策定窓口等

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地

松江市都市整備部建設総務課計画調整係 TEL(0852)55-5397